

令和6年10月22日

岡山市長 大森 雅夫 様

岡山市環境政策審議会

会長 松井 康弘

し尿処理手数料の見直しについて（答申）

令和6年8月21日付け岡環総第320-1号で諮問のありました標記のことについて、別紙のとおり答申します。

答申

し尿処理手数料の見直しについて

1 はじめに

令和6年8月21日、岡山市長から本審議会に対し、近年の急激な物価高騰が生じる中で、市内のし尿収集を、今後も安定的かつ継続的に実施していくため、し尿処理手数料の見直しについて諮問がなされ、以下のとおり2回にわたり審議を進めてきました。

その結果、次のとおり結論を得たため、ここに答申します。

2 審議経過

令和6年度 第2回 岡山市環境政策審議会

開催日時 令和6年8月21日(水) 午後2時00分から午後3時25分まで

審議事項 し尿処理手数料について

審議内容 し尿処理手数料についての意見聴取

令和6年度 第3回 岡山市環境政策審議会

開催日時 令和6年10月22日(火) 午前10時00分から午前10時55分まで

審議事項 し尿処理手数料の見直しについて

審議内容 し尿処理手数料の見直しについての意見聴取

3 審議結果

審議の結果、し尿処理手数料(案)については、市民の負担の増加を最小限に抑えるとともに、し尿収集を今後も安定的かつ継続的に実施できる体制を維持するうえで、適切なものと認める。

なお、し尿処理手数料(案)に次の意見を付帯する。

付帯意見

岡山市のし尿処理手数料は、消費税改正及び仮設便所の手数料を除き、約30年間改定が行われていないが、今後、手数料の改定については、物価高騰やし尿収集量の減少なども含めた社会情勢の変化等を勘案するとともに、し尿収集を安定的かつ継続的に実施できる体制を維持することが出来るように、適時適切に見直しを図っていく必要がある。

また、し尿処理手数料体系の見直しについて、全し尿収集世帯に対して、丁寧な周知・説明を行っていくことが肝要である。

4 し尿処理手数料（案）

(1) 定額制

一般家庭及びこれに準ずるもので便槽を使用する人員が固定しているもの。ただし、便槽の構造又は使用の状態により著しく収集量が多量となるものを除く。

次表により算定した額の合計額

| 区分 | 金額 | 備考 |
|------|--|---|
| 基本割 | 1戸当たり 月 470 円 | 月 1 回の定期収集を行うものについて |
| 人頭割 | 使用人員 1人当たり 月 500 円 | 算定する。ただし、月 2 回以上の定期収集を要するものについては、1 回目においてこの料金を算定する。 |
| 特別料金 | 再収集 1戸当たり 470 円と 1人当たり 250 円 料金の合計額 | 月 2 回以上の定期収集を要するものについて、2 回目以降に算定する。 |
| | 特殊便槽料金 1 便槽 1 回につき 570 円 | 張り水を要する無臭便槽について加算して算定する。 |
| | 特別作業料金 1 戸 1 回につき 220 円 | 収集車から便槽までの汲取可能な最短距離が 40 メートルを超えるものについて加算して算定する。 |

(2) 従量制

事業所その他定額制によりがたいもの及び不特定多数の者が使用するもの並びに通常の定期的収集以外に使用者からの要請により収集するもの。

次表により算定した額の合計額

| 区分 | 金額 | 備考 |
|------|---|---|
| 基本料金 | 仮設便所 1 基 1 回当たり 5,000 円。ただし、収集量が 288 リットルを超える場合は、その超える部分が 36 リットルまでごとに 570 円ずつ加算する。 | |
| | 上記以外 1 戸 1 回当たり 収集量が 36 リットルまでごとに 570 円 | |
| 特別料金 | 特別作業料金 仮設便所 1 基 1 回につき 220 円 | 収集車から便槽までの汲取可能な最短距離が 40 メートルを超えるものについて加算して算定する。 |
| | 上記以外 1 戸 1 回につき 220 円 | |

5 おわりに

岡山市は、この答申内容を基にし尿処理手数料の見直しを行うとともに、し尿収集を今後も、安定的かつ継続的に実施できるように、施策の推進に努めてください。